

生活のきまり

能美市立福岡小学校



〒929-0107 石川県能美市福岡町ハ35番地

Tel 0761-55-0117 Fax 0761-55-0162

E-mail:fukuoka-els@school.city.nomi.ishikawa.jp

1. 服装について

(1) 制服

| | 男子 | | 女子 | |
|-----|-----------------------------------------------------------------|---------------------------|----|---------------------------|
| 冬服 | 上 | 黒の学生服 | 上 | 紺のセーラー服にネクタイ |
| | 下 | 黒のズボン（半ズボンでもよい） | 下 | 紺のスカートまたはズボン |
| | 中 | 白カッター、白ポロシャツ | 中 | 白ブラウス、白ポロシャツ |
| 夏服 | 上 | 白カッター、白ポロシャツ (寒い日は長袖可) | 上 | 白ブラウス、白ポロシャツ (寒い日は長袖可) |
| | 下 | 黒の半ズボン | 下 | 紺のスカート |
| くつ下 | 白・黒・紺の無地、または、白・黒・紺地に小さなワンポイントがあるもの | | | |
| 名札 | ポケットの位置にネームプレートを付ける。夏服の場合、市販のアイロンプリント等による布製のもの（名字を記名）を取り付けてもよい。 | | | |
| 安全帽 | 交通安全のため、登下校時は必ず黄色い安全帽をかぶる。 | | | |

○制服の袖口から中着が大きくはみ出ないようにする。

○スカートの下には、黒または紺のオーバーパンツ（冬期は黒または紺の無地のタイツも可）をはく。

- ・オーバーパンツは、スカートからはみ出さない。
- ・レギンス類は、素肌が出ない長さの靴下と合わせてはけば着用可。
- ・タイツのまま体育をする場合、薄く滑りやすい生地もあるので、その時はくつ下をはくなど、工夫をする。

○髪の毛が肩にかかる場合は、黒・紺・茶色のゴムで結ぶ。

(2) 体育の服装

○体操服

- ・冬服・夏服とも福岡小指定の体育着とする。（男女兼用）

| | | | | |
|----|----------------------|---------------|---|-------------|
| 冬 | 上 | 長袖トレシャツ（グリーン） | 下 | 長トレパン（グリーン） |
| 夏 | 上 | 半袖トレシャツ | 下 | 短パン（グリーン） |
| 帽子 | 赤白帽子（あごのところにゴム紐をつける） | | | |

・体育着の冬用・夏用は遠足（1～6年生）や、合宿（5年生）・修学旅行（6年生）の宿泊等の校外活動でも使用します。

○水着

- ・スクール水着または競泳用等泳ぐのにふさわしいものとする。
- ・男子のトランクス型、女子のスカート付は泳ぎに適さないので不可。
- ・水泳帽は白色を着用し、正面に大きく名前を書く。
- ・ラッシュガードは着用してもよいが、フードつきのものは泳ぎに適さないので不可。

(3) ズック・雨具

○内履き：ひものない教育シューズを使用する。ただし、白色で運動に適したものとする。下駄箱の上の段に入れる。

○外履き：外履きは通学および運動に適したものとし、華美・高価なものはさける。下駄箱の下の段に入れる。

○雨具：1～2年生の間は、カッパを着用。3年生以上はかさでも良い。

2. 持ち物

- ランドセル（マスコットはつけない。）
- 下じき（無地で厚手のもの）
- 筆箱の中

- ・鉛筆5本（飾りなしで無地のもの。毎日必ず家でけずつてくること）※シャープペンシル不可
- ・キヤップは使用してもよいが、鉛筆同様飾りなしで無地のもの
- ・消しゴム1個（白くてよく消えるもの）
- ・名前ペン1本
- ・赤えんぴつ1本、青えんぴつ1本 ※必要以上に多数のペンをもってこない。
(4年からボールペンにしてもよい。ただし、ノック式でないもの)
- ・定規（透明でメモリだけがついているもの。折りたたみ式は不可。1年生は不要。）

- 小物袋：のり・はさみ等を入れる。 ○清潔なハンカチ、ティッシュ
- 国語辞典・地図帳等を机の横に下げるふくろ又はカバン（4～6年）
- 水筒：持参については自由。中身は水かお茶とする。ペットボトルは不可。
- マスク：給食当番時に使用する。風邪や感染症などが流行っている時期も使用する。
- 学級でのお菓子等のお土産の配布は禁止する。（食物アレルギーの心配があるため）
- 学校生活に必要ないものは、持つてこない。

3. 学校生活

- 欠席連絡は朝8時までに保護者がする。連絡帳に記入し、兄弟や同じ登校班の児童に託してもよい。
兄弟の口伝えは不可。
- 体育（水泳含む）の見学は、保護者が連絡帳に記入する。
- 登校後、忘れ物は取りに帰らない。
- 放課後、学校に用のある時は先生の許可を受けて入り、用事が済んだら届け出て帰る。
(※平日は18時まで。土日祝日は不可。)
- 体育館ステージの上や観覧席には上がらない。
- 学校でかさを借りるときは、担任の先生の許しを得て借りる。
- 習字や掃除等で汚れた水は深流しに捨てる。

4. 放課後の運動場での注意

- お菓子などを持って運動場へ来ない。
- 運動場へは自転車を乗り入れない。（自転車はパソコン室の前、クラブハウスの前、プール前にきちんと並べる。東側入り口には止めない。）
- パソコン室外側の壁にボールをぶつけない。

5. 校区外へ行くときの注意

- 校区外（バイパスを超えた地域も含む）に子どもだけで行かない。
- 用事や塾などで校区外へ行くときは、家の人の許しを受けて行く。
- ふれあいプールの利用は、3年生以下は保護者同伴で。4年生以上は自転車で行ってもよいが、根上中学校の通学路を通って行くこと。プール利用料金以外のお金は持っていない。
- 児童館、学習センター（図書館）、ふれあいプールなどの施設の約束は必ず守る。

6. その他

- SNS（ソーシャルネットワークシステム）やインターネットをするときは、自分たちで勝手にせず、お家の人と約束を決めてすること。トラブルが起きたら必ず大人に相談する。
- ゲームやテレビ視聴は、家の人と相談して時間を決める。
- エアガンや火薬鉄砲等の危険なおもちゃは持たない。マッチやライターで遊ばない。
- 子どもだけでゲームセンターや店に出入りしない。
- 買い物をしない。おごったり、おごってもらったりしない。
- 物の貸し借りや交換を自分たちだけでしない。（ゲームやカードなど）
- 原則、友だちの家の外泊はしない。
- 友だちの家に遊びに行ったら、その家のルールを守る。（遊ぶ時間や場所など）
- 帰宅時刻を守る。

| 月 | 4月～9月 | 10月 | 11月 | 12月～1月 | 2月 | 3月 |
|------|-------|-------|-----|--------|----|-------|
| 帰宅時刻 | 6時 | 5時30分 | 5時 | 4時30分 | 5時 | 5時30分 |

＜自転車のきまり＞

※4月下旬予定の交通安全教室が終わるまで、前の学年のきまりです。

1・2年

- ・どうろでのらない
(家人といっしょなら乗ってよい)

3年

- ・自分のすんでいる地区内

4・5・6年

- ・福岡小の校区内
- ・校区外の運動クラブ、塾、医者、ふれあいプール、図書館などには、家の人の許可を受けた人だけ乗っていいってよい（4・5・6年のみ）。

※ヘルメットが家にある人はかぶりましょう